

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 農業経営課

法令名	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	法令番号	平成6年法律第46号
手続名	農林漁業体験民宿業団体に対する改善命令	根拠条項	第34条
処分基準	（農林漁業体験民宿業団体に対する改善命令） 第三十四条 都道府県知事は、前条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農林漁業体験民宿業団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。		
	対応区分 ① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 農業経営課	交付機関 農業経営課